保有個人情報開示請求書

令和 年 月 日

国立	工大学法人香川大学	殿						ŢŢ	和 平	Д =
		^{がな)} :名								
	伯 <u>寸</u>	所又は居 :	所				Tel	()	
	国人情報の保護に関す Oとおり保有個人情報				第57号	号)第7	7条第1	項の規	定に基	づき、下
				記						
1	開示を請求する保存	آ個人情報	(具体的	りに特定	<u>してく†</u>	<u> ささい。</u>)			
2 <	求める開示の実施力 ア又はイに〇印を付 ださい。						拖の方法	及び希	望日を	記載して
	ア 事務所における <u>< 実施の方法</u> <u>(</u> <u><実施の希望日</u> イ 写しの送付を希望	、 > > 令和	を希望す □ 閲 年	覧) _		写し <i>の</i> 3	文 付	-		一の他
3	手数料									
	手数料 (1件300円)							(1	青求受付	计印)
4	本人確認等	,						,		
	ア 開示請求者 イ 請求者本人確認書 「運転免許証」「個人番号カート」 「口を留カード、特」「この他(※ 請求書を送付し	計類 □健康保限 ・又は住民 ・別永住者	検被保険な 基本台帳で 証明書又に	カード(f は特別永f)	住所記載 住者証明	のあるも 書とみな	こされるタ			
	ウ 本人の状況等(法定 (ア) 本人の状況 任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 (ウ) 本人の住所又	代理人又は □未成年 ⁵	任意代理。	人が請求す	る場合に	. のみ記載	してくだ	さい。)		
	エ 法定代理人が請求 請求資格確認書類	する場合、 [□戸籍 □そ <i>0</i>	籍謄本 D他(口登記事	事項証明	書	出してく 委任状	ださい	0	
	オ 任意代理人が請求 請求資格確認書類			頁を提出し	してくだ	さい。				

(説明)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名(旧姓も可)及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」という。)による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている法人文書や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法(事務所における開示の実施の方法、事務所における開示を希望する場合の希望日又は 写しの送付)について、希望がありましたら記載してください。なお、希望する方法に対応できない場合があります。

開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報開示実施申出書」により、別途申し出ることもできます。

4 手数料の納付について

保有個人情報の開示を請求する場合には、保有個人情報が記録されている法人文書 1 件について300円を納付する必要があります。銀行振込の方法により300円分を納付した場合は、保有個人情報開示請求書の所定の位置に証明する書類を貼って提出してください。

なお、2の内容によって手数料の額が決まることになりますので、2の補正により手数料の追加納付等をお願いする場合があります。

5 本人確認書類等

(1) 窓口来所による開示請求の場合

窓口に来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第22条に規定されている運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(住民基本台帳カード(注)、ただし個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

(注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)提出してください。 住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

(3) 法定代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定 代理人であることを証明する書類(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提示又は提出してく ださい。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物に よる提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、様式44委任状(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。ただし、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

		保有個人情報開示請求書	
田士		,	令和 年 月 日
すア	Z大学法人香川大学 殿	<u>.</u>	
	(ふりがな)		
	氏名		
	Atic ∇	は居所	
	1年別文	.ts.店の Tel	()
	•	122	,
	国人情報の保護に関する法)とおり保有個人情報の開	律(平成15年法律第57号)第77条第1 示を請求します。	項の規定に基づき、下
		記	
1	開示を請求する保有個人	情報(具体的に特定してください。)	
-	District Children Children	WILLIAM - 147CO C 17CC 0 7	
_	*		
2		<u>『(本欄の記載は任意です。)</u> ください。アを選択した場合は、実施の方法	乃バ
<	ください。	くたとい。)を選択した場合は、天地の万仏	及い布主口で記載して
	ア 事務所における開示の		
	< 実施の方法>	□閲覧□□写しの交付	口その他
	<u>(</u>	<u>)</u>	
	<u><実施の希望日> 名</u> イ 写しの送付を希望する		_
	1 子000区门飞机至了6	⁷ 0	
3	手数料		
	手数料		(請求受付印)
	手数料 (1件300円)		(請求受付印)
			(請求受付印)
4	(1件300円)		(請求受付印)
4	(1件300円) 本人確認等	· :人 □法定代理人 □任意代理人	(請求受付印)
4	(1件300円) 本人確認等	○ 口法定代理人 口任意代理人	(請求受付印)
4	(1件300円) 本人確認等 ア 開示請求者 □本 イ 請求者本人確認書類	人 □法定代理人 □任意代理人康保険被保険者証	(請求受付印)
4	(1件300円) 本人確認等 ア 開示請求者 □本 イ 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健 □個人番号カード又は	康保険被保険者証 住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)	
4	(1件300円) 本人確認等 ア 開示請求者 □本 イ 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健 □個人番号カード又は □在留カード、特別永	康保険被保険者証	
4	(1件300円) 本人確認等 ア 開示請求者 □本 イ 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健 □個人番号カード又は □在留カード、特別永 □その他(康保険被保険者証 住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) 住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外)	·国人登録証明書
4	(1件300円) 本人確認等 ア 開示請求者 □本 イ 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健 □個人番号カード又は □在留カード、特別永 □その他(※ 請求書を送付して請	康保険被保険者証 住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)	ト国人登録証明書
4	(1件300円) 本人確認等 ア 開示請求者 □本 イ 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健 □個人番号カード又は □在留カード、特別永 □その他(※ 請求書を送付して請 ウ 本人の状況等(法定代理人) (ア) 本人の状況 □未	康保険被保険者証 住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) 住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外) 求をする場合には、加えて住民票の写し等を添作 人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してくだ。	ト国人登録証明書
4	(1件300円) 本人確認等 ア 開示請求者 □本 イ 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健 □個人番号カード又は □在留カード、特別永 □その他(※ 請求書を送付して請 ウ 本人の状況等 (法定代理) (ア) 本人の状況 □未 任者	康保険被保険者証 住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) 住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる例) 求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付 人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してくだる	ト国人登録証明書 けしてください。 <mark>きい。)</mark>
4	(1件300円) 本人確認等 ア 開示請求者 □本 イ 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健 □個人番号カード又は □在留カード、特別永 □その他(※ 請求書を送付して請 ウ 本人の状況等(法定代理人) (ア) 本人の状況 □未	康保険被保険者証 住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) 住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる例) 求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付 人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してくだる	ト国人登録証明書 けしてください。 <mark>きい。)</mark>

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。

□その他(

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 口戸籍謄本 口登記事項証明書 口委任状

請求資格確認書類 口委任状

(説明)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名(旧姓も可)及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」という。)による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている法人文書や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個 人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法(事務所における開示の実施の方法、事務所における開示を希望する場合の希望日又は写しの送付)について、希望がありましたら記載してください。なお、希望する方法に対応できない場合があります。

開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報開示実施申出書」により、別途申し出ることもできます。

4 手数料の納付について

保有個人情報の開示を請求する場合には、保有個人情報が記録されている法人文書 1 件について300円を納付する必要があります。銀行振込の方法により300円分を納付した場合は、保有個人情報開示請求書の所定の位置に証明する書類を貼って提出してください。

手数料の免除を受けようとする場合には、様式17の免除申請書も提出する必要があります。

なお、2の内容によって手数料の額が決まることになりますので、2の補正により手数料の追加納付等をお願いする場合があります。

5 本人確認書類等

(1) 窓口来所による開示請求の場合

窓口に来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第22条に規定されている運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(住民基本台帳カード(注)、ただし個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

(注)住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードと みなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

なお、個人情報カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しに ついては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

(3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提示又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、様式45の委任状(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。ただし、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。